

熱海市生涯学習推進大綱

令和3年度～令和12年度



令和3年7月

熱海市教育委員会

生涯学習課

目 次

第1編 計画の概要	1
第1章 計画策定の考え方	2
1. 計画策定の経緯.....	2
2. 計画策定の方針.....	2
3. 大綱の位置づけ.....	3
4. 計画期間.....	3
5. 計画の進行管理.....	3
第2章 生涯学習・生涯スポーツを取り巻く状況	4
1. 生涯学習.....	4
2. 生涯スポーツ.....	5
第2編 生涯学習推進大綱	7
第1章 現状と課題	8
1. 生涯学習の振興～豊かな心をはぐくみ、学びを支えるまち～.....	8
(1)生涯学習機会の充実～市民自らが学べる生涯学習環境づくり～.....	8
(2)生涯学習の成果を社会に還元するしくみづくり.....	9
(3)生涯学習施設の充実.....	9
2. 開かれた図書館.....	10
3. 次代を担う人づくり.....	12
(1)家庭の教育力の向上.....	12
(2)家庭・地域・学校の連携.....	13
(3)青少年を豊かにはぐくむ環境づくり.....	14
4. 生涯スポーツ.....	16
5. 文化をはぐくむ誇れるまちづくり.....	16
第2章 計画の方向性	19
1. 基本目標.....	19
2. 基本施策.....	19

第3章 計画の施策	22
1. 施策の体系.....	22
基本施策1 生涯を通じた学習の推進	24
基本施策2 青少年の健全育成	28
基本施策3 歴史に学び未来を築く市民の図書館づくり	31
基本施策4 地域の歴史や文化に関する教育の推進.....	35
基本施策5 スポーツ活動の推進.....	39

第1編

計画の概要

第1章 計画策定の考え方

1. 計画策定の経緯

平成18年に教育基本法が改正され、科学技術の進歩や社会構造の変化、高齢化や自由時間の増大などに伴い、「生涯学習の理念」について新たに規定されました。そして、平成20年には社会教育法も改正され、「学習に対する多様な需要に適切に対応するために、必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与するよう努めること」等の規定が新たに追加されました。

熱海市では、平成2年に生涯学習推進大綱を策定し、平成23年に大綱の見直しを行いました。

熱海市においては、少子高齢化をはじめとする環境の変化を背景に、地域社会が抱える課題が多様化・複雑化してきています。

このような状況を踏まえ、令和2年4月に策定された、令和3年度（2021年度）を始期とする「熱海市教育振興基本計画（以下、「教育振興基本計画」という。）」では、学校教育分野と生涯学習分野（生涯スポーツを含む）を包含した教育分野の総合的な計画として教育施策の方向性が示されています。

「第2次熱海市生涯学習推進大綱（以下、「生涯学習推進大綱」という。）」は、「教育振興基本計画」に基づく生涯学習施策を計画的かつ着実に展開するとともに、これまでの取り組みによる成果や課題を振り返り、熱海市が目指す生涯学習の姿の実現に向けた行動計画として策定します。

2. 計画策定の方針

生涯学習推進大綱は、教育振興基本計画が掲げる基本理念、基本目標に基づき、市民一人ひとりが生涯にわたって、自己の人格を磨き、豊かな人生を送り、さらには活力ある地域社会をつくるため、自発的意思に基づき、自己に適した手段や方法により、継続的に行う学習活動を生涯学習として捉えます。

また、これまで生涯学習行政の果たしてきた役割や取り組みを検証するとともに、少子高齢化の進展や市民のライフスタイルの変化、地域社会が抱える課題の多様化など、熱海市を取り巻く状況の変化に対応するとともに、市民一人ひとりが生涯にわたり学習し、学びの循環を通して市民同士のつながりを深め、学習の成果を生かすことで、豊かなまちづくりにつながる生涯学習社会の実現に向けた計画とします。

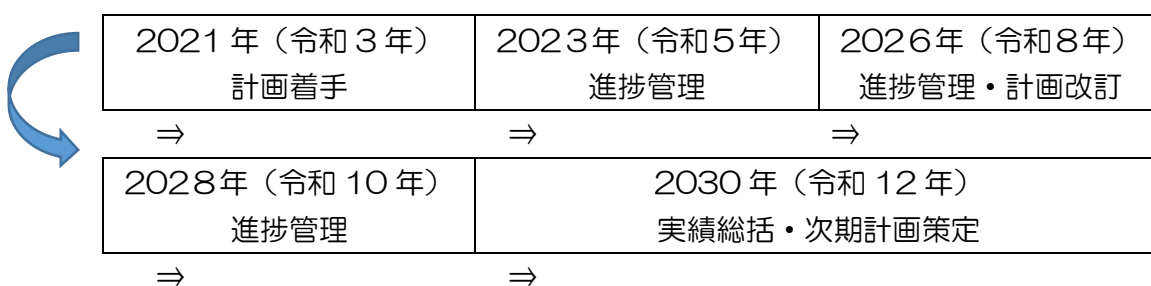
3. 大綱の位置づけ

生涯学習推進大綱は、国、県が策定した教育振興基本計画に基づき、令和2年度～令和11年度を計画期間とする熱海市教育振興基本計画（兼教育大綱）が策定されたことを受け、教育振興基本計画の理念や方針を踏まえるとともに、生涯学習に関する事項についての実施計画とするものです。

4. 計画期間

本大綱の計画期間は、令和3年度（2021年度）から令和12年度（2030年度）の10年間とします。

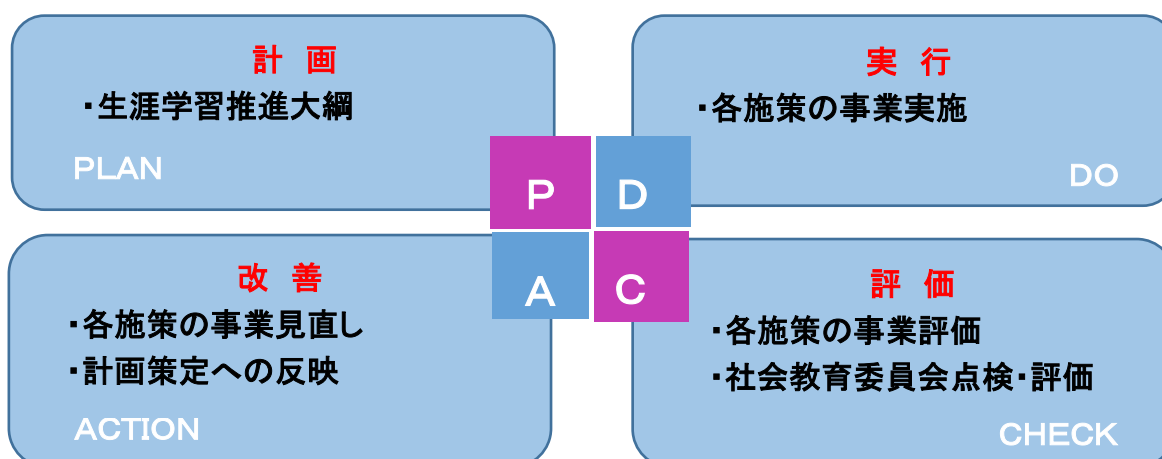
ただし、社会情勢や施策の進捗状況などを踏まえ、計画期間の中間年を目途に見直しを行います。



5 計画の進行管理

生涯学習推進大綱に掲げる基本目標の実現に向けて、市長部局及び教育委員会、関係機関が連携・協力しながら施策を推進します。

また、計画の実効性を高めるため、市民の学習ニーズや地域課題などの社会の要請を的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、各施策事業の実施状況を年度ごとに整理し、社会教育委員会における意見を踏まえながら、計画の進行管理を行います。



第2章 生涯学習・生涯スポーツを取り巻く状況

1. 生涯学習

(1) 国の動向

平成30年（2018年）に閣議決定された「第3期教育振興基本計画」における「今後の教育政策に関する基本的な方針」では、生涯学習に関連する目標として、「人生100年時代を見据えた生涯学習の推進」、「人々の暮らしの向上と社会の持続的発展のための学びの推進」、「職業に必要なスキルを生涯を通じて身に付けるための社会人の学び直しの推進」、「障害者の生涯学習の推進」が挙げられ、生涯学び、活躍できる環境を整えていくことの必要性が示されています。

また、平成30年（2018年）12月の中央教育審議会答申「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について」では、今後の地域における社会教育のあり方として、「社会教育を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」が示されています。

(2) 人口減少と少子高齢化の進行

人口減少と少子高齢化の進行、核家族・共働き世代の増加により、家庭の教育力の低下と格差の広がり、地域や世代間の交流の減少、子育て世代の孤立化などが懸念されています。

そこで、子どもを安心して産み育てられるよう、子育て家庭への支援を充実させるとともに、高齢者が健康で豊かな生活を送るための生きがいづくりや豊かな人生経験を生かせる地域社会での活躍の場づくりが求められています。

また、学校・家庭・地域を含めた社会全体で、地域課題の解決に向けた取り組みをより一層推進していくことも求められています。

(3) グローバル化や高度情報化の進展

社会や経済、情報のグローバル化が進展している中で、コミュニケーション能力の育成や、多様な文化を理解し認め合う国際人として活動できる能力が求められています。

さらに高度情報化社会では、ICT¹やAI²、IoT³などの急速な技術革新に適應するための教育や、情報モラルに対する教育の重要性が高まっています。

また、国際化の進展については、異なる文化や価値観を持った人々と交流する機会が増えることから、国際交流を支援するためのグループや人材の育成が課題であり、地域社会では、外国人と共生し相互理解を深めていくことが求められています。

1: 「Information and Communication Technology」（情報通信技術）の略で、インターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称

2:「Artificial Intelligence」(人工知能)の略で、学習、推論、判断といった人間のもつ機能を備えたコンピューターシステムのこと。

3:「Internet of Things」(モノのインターネット)の略で、コンピューターなどの情報・通信機器だけでなく、様々な物体(モノ)に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信することにより、取得した情報を活用できるようにすること。

(4)ライフスタイルや価値観の多様化

ライフスタイルや個人の生き方、価値観が多様化しており、生涯を通じて健康で生きがいのある人生を送るため、様々な学習機会の充実が求められています。

さらに、生涯学習は、個人の楽しみや自己の向上のため行われるだけでなく、市民一人ひとりが学びを通じて、生き生きと暮らし、地域社会とのつながりを育み、互いに支え合いながら豊かに共生するまちをつくることを目的として行うことが、今まで以上に求められています。

(5)多様な生き方が尊重される社会

個人の価値観が多様化している現代社会において、年齢や性別、国籍、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりの人格や個性、多様な生き方が尊重され、互いに支え合い、誰もが将来に希望を持って人生を送ることができる社会の実現が求められています。

2. 生涯スポーツ

(1)国の動向

平成23年(2011年)に施行されたスポーツ基本法をはじめ、スポーツ基本計画の策定やスポーツ庁の設置など、スポーツ推進に向けた枠組みが整備され、平成29年(2017年)には第2期スポーツ基本計画が策定されました。

第2期スポーツ基本計画では「スポーツの価値」について、「スポーツで人生が変わる」、「スポーツで社会を変える」、「スポーツで世界とつながる」、「スポーツで未来を創る」という4つの観点から「スポーツ参画人口」を拡大し、他分野との連携・協力により「一億総スポーツ社会」の実現に取り組むことが基本方針として示されています。

(2)ライフスタイルや価値観の多様化

ライフスタイルや個人の生き方、価値観の多様化などにより、人々の人間関係の希薄化や地域参画への意識が低下しています。

そのため、スポーツを通じて人と人をつなぎ、人々の意識や行動を変え、地域への参画につながる施策の推進が求められています。

(3)障がい者スポーツを取り巻く状況

第2期スポーツ推進計画では、「障害者をはじめ配慮が必要な多様な人々が、スポーツを通じて社会参画ができるよう、社会全体で積極的に環境を整備することにより、人々の意識が変わり（心のバリアフリー）、共生社会が実現されることを目指す。」ことが施策目標に掲げられています。

パラリンピック競技大会の普及・進行やパラアスリートの活躍をきっかけに、障がい者スポーツの認知度は向上しつつありますが、障がいのある人がスポーツに親しむ機会はまだ十分といえず、障がい者スポーツの裾野の拡大が求められています。

第2編

生涯學習推進大綱

第1章 現状と課題

令和元年10月から令和2年6月にかけて実施した社会教育委員会において、前大綱にかかる現状と課題を整理しました。

1. 生涯学習の振興～豊かな心をはぐくみ、学びを支えるまち～

(1) 生涯学習機会の充実～市民自らが学べる生涯学習環境づくり～

公民館を拠点に様々な学習機会を提供してきましたが、今後もさらに市民一人ひとりの学習ニーズに応じた学習機会の提供と学習活動につながる情報提供の充実が求められています。

(1) 現状

ア 質の高い学習ができるよう、生涯学習のしおりの充実、ホームページを活用した情報提供の強化に努めたほか、新たにSNS⁴（フェイスブック）を活用した情報発信に取り組みました。

イ 高度情報化や少子高齢化等の社会情勢に対応した新しいプログラムを開発し、市民大学講座、市民教室の充実を図りました。

ウ 市民教室の秋季開催、土日開催、夜間開催、一日市民教室の開催など、市民ニーズに配慮し、誰もが参加できるような環境づくりに努めました。

エ 生涯学習のしおりを活用してサークル活動のPRを支援し生涯学習活動の指導者養成に努めるとともに、生涯学習人材バンク⁵や市民教室、公民館寺子屋⁶を通じて、地域人材の発掘や活用に努めました。

オ PTA協議会、子ども会育成指導者連絡協議会、青少年健全育成市民会議等の社会教育団体に対する運営協力のほか、運営補助金を支出して団体の主体的な活動を支援しました。

カ 市内及び近隣の高校及び専門学校の教職員や生徒による地域住民・社会人を対象とした公開講座開設の働きかけについては、実施に至っていません。

4:「Social Networking Service」の略で、個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービス。フェイスブック、インスタグラム、ツイッターなどがある。

5:何かを教えられる人が登録し、何かを学びたい人と結びつける熱海市独自の取り組みのこと。

6:小学生を対象に、夏休み、冬休みの長期休暇中に、公民館で行う事業。学習支援や普段できない学習体験を通じ、子どもの居場所づくりと友だちづくりなどに加え、リーダーシップを育む熱海市独自の取り組みのこと。

(2) 課題

ア 必要とする人や幅広い世代に情報が行き届くよう、情報発信のさらなる強化に努めるとともに、インスタグラム等の新しい情報発信ツールの利用を検討する必要があります。

- イ 市民教室において、高齢化対策としての高齢者に特化したプログラムの開発が求められます。また、要望の多い高度情報化に対応したプログラムの開発のため、公民館等に Wi-Fi 環境の整備が必要です。
- ウ 市民教室の土日・夜間開催等、誰もが参加できるような環境づくりに努めました。受講者数の増加に必ずしも結び付いていないため、ニーズと実績を分析し、最適な開催方法を引き続き検討する必要があります。
- エ 生涯学習人材バンク登録者を市民教室や学校の総合学習等の講師に積極的に活用・斡旋して地域人材の底上げや指導者の養成を図るとともに、市民教室のサークルへの発展を積極的に支援するなど、学びの循環の環境づくり推進が重要です。
- オ 社会教育団体の育成のため、引き続き運営協力及び補助金等による活動支援の実践が必要です。
- カ 公開講座を実施している大学や企業の情報収集に努め、開催の是非の検討が求められます。

(2)生涯学習の成果を社会に還元する仕組みづくり

生涯学習活動において、学んだ成果を社会に還元する循環型生涯学習社会づくりに向け、生涯学習人材バンクの活用と PR に努めるとともに、生涯学習ボランティアの活動の場を拡大していく必要があります。

(1) 現状

- ア 生涯学習人材バンク登録者数は概ね80～100人程度で推移しており、登録分野も多岐にわたっています。

(2) 課題

- ア 市民一人ひとりの学習ニーズに応じた学習機会の提供のため、さらなる人材確保に努めるとともに、未登録の分野の人材発掘が重要です。

(3)生涯学習施設の充実

公民館や図書館、文化施設などの生涯学習施設は、市民の身近な活動場所として様々な学習機会を提供し、多くの市民に利用されており、地域住民の活動・交流の拠点となっています。すべての人が使いやすく、安心して利用できるよう、ユニバーサルデザイン⁷推進の観点からの施設整備が求められています。

⁷文化・言語・国籍や年齢・性別・能力などの違いにかかわらず、できるだけ多くの人々が利用できることを目指した建築（設備）・製品・情報などの設計（デザイン）のこと。

(1) 現状

- ア 誰もが利用しやすいよう、ユニバーサルデザインによる施設整備を実施しました。中央公民館においてはトイレの洋式化、LED 照明化工事を実施しま

した。網代公民館においてはトイレ洋式化工事、生涯学習課歴史資料管理室の移転に伴う必要な工事を実施しました。

イ 住民が身近に活動できる場としての公民館整備を進めました。中央公民館においては外壁大規模修繕及びエアコン更新工事を実施しました。網代公民館においては屋上防水工事、フローリング張替工事、エアコン更新工事を実施しました。

(2) 課題

ア 各公民館におけるトイレ洋式化工事は一通り完了しましたが、高齢者や障がい者など誰もが利用できるよう、今後も必要な修繕や改修が求められます。

イ 公民館の長寿命化を図るため、中央公民館及び網代公民館において大規模な維持管理工事を複数年かけて実施しました。大規模修繕は一通り完了しましたが、利用者が今後も長く快適に利用できるよう、必要な整備工事を引き続き進めていくことが求められます。

2. 開かれた図書館

地域住民の生涯学習の拠点として、誰もが使いやすく、図書に親しむことができる「開かれた図書館」づくりが求められます。

(1) 現状

ア 平成24年度に「熱海市新図書館構想」を策定し、今後の図書館のあり方について検討を行ったほか、指定管理者制度⁸導入についても検討を行いました。

イ 誰もが楽しめる図書館づくりを目指すため、図書館ボランティア養成を通じた市民参加型の図書館づくりに取り組みました。

ウ 職員の資質・能力の向上とともに、適正配置を図り、専門スタッフの充実した図書館を目指しました。

エ 県立図書館や県内自治体図書館等と相互貸借システムや運営相談・協力者事業により連携を図りました。

オ 多様化する市民のニーズを把握し、図書館資料の充実を図るとともに、移動図書館の活性化、電子図書館⁹の開設、新聞データベース導入など、図書館サービスの向上に努めました。

カ 電子図書館の開設により、図書館ホームページで数多くの資料の閲覧が可能となり、レファレンスサービス¹⁰の拡充につながりました。

キ 地域の歴史や文化、産業等その特性を生かした「個性的な図書館」を目指し、郷土資料の整備と電子化の促進、温泉資料の充実を図りました。

ク 平成23年度に「第2次熱海市子ども読書活動推進計画」を策定し、学校施設との連携を深め読書活動を推進するため、図書館及び電子図書館の出張

説明会や、学校図書館司書との情報交換を実施しました。

- ケ 移動図書館（ブックバス）について、図書館への来館が難しい地域、学校、介護施設に配慮し、巡回場所・巡回日・時間帯等を見直し、利用拡大を図りました。
- コ 郷土資料、行政資料等の貴重な歴史資料の調査、整理、保存を図るため、平成30年度に生涯学習課内に「歴史資料管理室」が新たに設置されたことにより、図書館だけではなく生涯学習課とも連携を図りつつ、その活用についても検討できました。
- サ 貴重な文献の修復・保存のため、劣化が激しい一部の新聞のデータベース化に取り組みましたが、データベース化には多額の費用がかかるため、地元新聞をはじめその他文献、資料については取り組めていません。
- シ 図書館の健全な運営を図るため、「図書館協議会」を設置しました。

8:それまで地方公共団体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を、株式会社をはじめとした営利企業・財団法人・NPO 法人、市民グループなど法人その他の団体に包括的に代行させることができる制度のこと。

9:現代のIT（情報技術）化によるコンピューター・データベースを利用したウェブサイトによる図書館のこと。

10:図書館利用者が学習・研究・調査を目的として必要な情報・資料などを求めた際に、図書館員が情報そのものあるいはそのために必要とされる資料を検索・提供・回答することによってこれを助ける業務のこと。

(2) 課題

- ア 新図書館建設については、(仮称)「熱海フォーラム」事業が先送りされたことにより、新たな市の方針に基づく建設計画の策定が求められます。
- イ ボランティアの高齢化や希望者減少が続いており、学生を巻き込んだボランティア組織の拡充が必要と考えます。また、主な業務であるカウンターサービス業務から、書籍配架や書架整理が主となるボランティア業務への転換が求められます。
- ウ 専門職としての図書館司書¹¹の増員及び継続的任用が求められます。
- エ 学校図書館との連携を図っていくためには、学校図書館との図書館システムの共有化及び各学校図書館との通信網の整備が必要不可欠です。
- オ 図書館資料の充実と図書館サービス向上のため、利用者のニーズを的確に捉えた選書と電子図書館のさらなるPR活動の強化が求められます。
- カ 過去に図書館に寄せられ回答したレファレンス事例の閲覧、検索を可能となるよう、ホームページ及び電子図書館のさらなる充実が求められます。
- キ 地域の特性を生かした「個性的な図書館」の実現のため、市民だけではなく熱海を訪れる方にも、愛される図書館運営が求められます。
- ク 国や県の方針に基づき、「熱海市子ども読書推進活動計画」の第3次計画（令和3年度予定）の策定を行います。また、児童や生徒に対する電子書籍¹²を活用した読書活動は、学校でのタブレットやパソコンなどを利用し、担当教員や学校図書館司書と連携しながら教材としての活用方法を検討する必要があります。

ケ 移動図書館は、使用するブックバスの経年劣化による故障多発で移動図書館業務にも不具合も発生していることから、新車購入を考慮しつつ、当該事業の改善が必要です。また、図書館から離れた地域の方や、時間的な制約から利用が困難な方にも気軽に図書館が利用できるシステムづくりが求められます。

コ 郷土資料、行政文書等の貴重な熱海市の歴史資料は、調査、収集、整理、保存、活用の必要性について歴史資料管理室及び総務課文書担当とも調整を図りながら、図書館としての役割を明確化することが必要です。

サ 図書館に保管されている昭和初期の新聞や行政文書、古地図、絵葉書、写真等の郷土資料のデジタル化には多額の予算が必要となりますが、熱海市の記録として後世に引き継ぐことも大切な使命です。貴重な文献資料として修復・保存をしつつ、市民誰もが活用できるよう電子データ化を図っていくことが重要です。

11:図書館において、資料の選定から貸出、読書案内に至るまでの全般的な業務を行う専門職

12:紙媒体で出版されていた「本」を電子データ化し、PCやスマートフォンなどで読めるようにした書籍のこと

3. 次代を担う人づくり

(1) 家庭の教育力の向上

近年、核家族化や夫婦共働きの影響で、地域づきあいの希薄化と家庭の教育力低下や格差の広がりが叫ばれており、「どう子どもと接したら良いかわからない」、「相談する相手がない」など、子育てに不安を持つ家庭が増加しています。このため、子育ての不安解消と家庭教育力向上に向けたきめ細やかな支援が求められます。

(1) 現状

ア 人間形成における「親の役割」、「親子のふれあい」の重要性について一層の啓発を図るため、家庭教育学級¹³に家庭教育支援員¹⁴を派遣し、「子どものほめ方、叱り方」等の各種つながるシートを活用し、啓発を行いました。

イ 家庭の教育機能を高め、子育てや「しつけ」のあり方を見つめ直すため、家庭教育学級や家庭教育イベントに家庭教育支援員を派遣し情報を提供するとともに、グループワークを実施し保護者間交流を図っています。

ウ 子育てに関心の低い保護者や時間に余裕のない保護者の参加を促進するため、就学時健診や入学説明会等の保護者が多く集まる機会を活用した家庭教育支援を実施しました。

エ 社会全体で家庭教育を支援するため、就学時健診に家庭教育支援員を派遣し、子育て相談を実施したほか、相談後のフォローアップについて、関係機関との連絡調整を行いました。

オ 子どものときから「早寝・早起き・朝ごはん」等の正しい生活習慣を身に

つけ、健康的な生活ができるよう、健康づくり課主催の食育事業について「生涯学習のしおり」掲載や家庭教育学級説明会におけるPRに努め、実際に家庭教育学級での利用があるなど、協力連携が取れています。

13:幼稚園や小学校を拠点として、親同士が学習したいことを自ら企画し、計画的・継続的に活動を行っていくもの。

14:家庭教育支援員養成研修会で、家庭教育支援の知識とスキルを学んだ地域の方。行政や学校と協力して、幼稚園や小学校、中学校の保護者会、懇談会、家庭教育学級などの親が集まる場で、子育てについての悩みや不安を話し合う会などの進行を行う。

(2) 課題

ア 家庭教育支援員を養成し、要請に基づき幼稚園・小学校の家庭教育学級等に派遣しており、一定規模の利用がありますが、各家庭教育学級のメニューが固定化されてしまっており、全園・全校への派遣に至っていないため、新規の派遣先の開拓と新たな活躍機会の検討が求められます。

イ 家庭教育学級や小グループの保護者間交流、情報提供等を積極的に推進するため、引き続き家庭教育学級に家庭教育支援員を派遣するとともに、家庭教育イベント等を通じ、親子や保護者同士が触れ合える機会を創出していくことが重要です。

ウ 子育てに関心の低い保護者や時間に余裕のない保護者の参加を促進するため、就学時健診や入学説明会等の保護者が多く集まる機会を活用した家庭教育支援拡大や、保護者が参加しやすく興味を引くような家庭教育イベントの開催などが求められます。

エ 社会全体で家庭教育を支援するため、引き続き相談体制の整備に努めるとともに、必要な情報が各相談機関に確実に伝わるよう、連携・協力に努めることが重要です。

オ 子どものときから正しい生活習慣を身につけ、健康的な生活ができるよう、引き続き健康づくり課と連携し、食育等の事業を実施していくとともに、家庭教育学級への職員派遣についてPRをしていくことが重要です。

(2)家庭・地域・学校の連携

家庭や地域、学校の連携・協力により家庭や地域の教育力の向上や活性化を図ることで、地域全体で子どもを見守り、育てる環境整備が求められています。

(1) 現状

ア 自然活動体験や生活体験の機会を豊富にするため、通学合宿¹⁵の活動支援や、文化施設の減免等を通じ、学校外活動の拠点となる社会教育・文化・スポーツ施設の一層の活用を図りました。

イ 家庭・地域・学校の連携を一層進め、地域に根ざした教育環境の充実を目指すため、地域学校協働本部¹⁶の設置に向けた検討を始めました。

ウ 地域安全コミュニティ会議の活動を通じ、地域での啓発活動や防犯カメラ

の設置など、安心安全なまちづくりを推進しました。

15:学年の異なる小学生が、地域の宿泊可能な施設（公民館・寺社など）を拠点として、家庭から離れ、共同生活しながら通学する体験活動のこと。

16:地域の人的・物的資源を活用したり、放課後、土曜日、長期休業等を活用した社会教育との連携を図ったりしながら、教育を学校内に閉じずに、その目指すところを社会と共有するという地域学校協働活動を推進するため、幅広い地域住民や団体等の参画により形成された、緩やかなネットワークのこと。

(2) 課題

ア 姫の沢自然の家や宿泊施設など、拠点となっていた施設の廃止等により、通学合宿は縮小傾向にあり、今後は協力施設の確保や防災体験合宿¹⁷への移行が求められます。その他学校外活動の拠点となる文化施設等の一層の活用を図るため、減免措置の継続が必要です。

イ 2022年度までに、全小中学校区をカバーする地域学校協働本部を設置する必要がありますが、地域学校協働活動推進員¹⁸の委嘱や学校運営協議会¹⁹（コミュニティ・スクール）との連携など、設置にあたっては学校や地域との協力体制の構築が不可欠です。

ウ 安心安全なまちづくりを推進するため、引き続き地域安全コミュニティ会議の活動支援が必要です。

17:通学合宿の一つで、学校等の避難所施設に宿泊して防災学習を行うもの。

18:教育委員会の施策に協力して、地域と学校との情報共有や活動を行う地域住民等への助言を行う者で、教育委員会が委嘱する。

19:法律に基づき教育委員会により任命された委員が、一定の権限を持って、学校の運営とそのために必要な支援について協議する合議制の機関のこと。

(3) 青少年を豊かにはぐくむ環境づくり

地域の資源を活かした「ふるさと学習」や仲間づくりなどの体験活動を通して、子どもたちの郷土愛と地域への理解を深め、社会の変化に対応できる生きる力や、豊かな心とたくましい人間性をはぐくみ、また、青少年を取り巻く問題に対応するため、地域社会、PTA、関係機関との連携を図るなど、総合的な健全育成の取り組みが求められます。

(1) 現状

ア スポーツ活動、レクリエーション活動、祭り等、子どもが地域で活動できる体制と環境づくりのため、子ども会育成指導者連絡協議会主催事業の支援を行ったほか、各子ども会に活動費の補助を行い、その活動を支援しました。

イ 青少年健全育成市民会議を中心に、街頭キャンペーンや街頭補導など、青少年の育成に有害な環境の浄化活動、非行防止活動、防犯活動を実施しまし

た。

ウ 子どもの携帯電話やインターネット上のトラブルを防ぐため、家庭教育支援員を「ケータイスマホールドバイザー」として養成し、要望に基づき「ケータイスマホールド」をテーマとした講義や家庭教育学級を実施しました。

エ 青少年の社会参加やボランティア活動を促進し、青少年を豊かにはぐくむ環境をつくるため、公民館寺子屋や成人式などに大学生や新成人のボランティアを受け入れました。

オ 「姫の沢自然の家」の利用率向上を図るため、「姫の沢公園」、「スポーツ広場」を一体化した有効活用を進め、成果を上げていましたが、「姫の沢自然の家」は平成30年度をもって廃止しました。

カ 青少年の悩みや保護者の不安に対して、安心して相談できるよう電話相談や面談に加え、平成30年度よりインターネットを利用したメール相談を開始しました。

キ 放課後の子どもの居場所づくりの観点から、平成30年度より網代小学校区において放課後学習支援事業を開始し、英会話授業や教科学習、陸上教室を実施しましたが、網代小学校の閉校に伴い、令和元年度で終了しました。

ク 青少年等への支援のため、不登校児等対策連絡協議会において、関係機関との情報共有を行いました。

(2) 課題

ア 子どもが地域で活動できる体制と環境づくりのため、引き続き子ども会育成指導者連絡協議会主催事業をはじめ、各子ども会に対する活動費の補助等、支援の継続が必要です。

イ 補導員の高齢化や共働き世代の増加で街頭補導の参加者が伸び悩んでおり、各団体には働き世代かつ参加可能な者の推薦を依頼することが必要と考えます。

ウ 「ケータイスマホールドバイザー」として養成した家庭教育支援員を有効に活用できるよう、なお一層のPRに努め、活躍機会の拡大を図る必要があります。

エ 青少年の社会参加やボランティア活動を促進するため、青少年の活躍機会の拡大を図る必要があります。

カ 電話相談の利用者に偏りが見られ、面接相談、メール相談とも利用が伸びていないため、利用者拡大に向けたPR強化が求められます。

ク 青少年等の支援のため、不登校児等対策連絡協議会において、関係機関との情報共有を行い、協力体制を維持していくことが重要です。

4. 生涯スポーツ

市民の誰もが、いつでも、どこでも、生涯にわたってスポーツに親しめる環境整備が求められます。

(1) 現状

ア 「市民一人1スポーツ」実現のため、各種教室の案内、イベント情報などスポーツ・レクリエーション情報は、報道や市広報媒体を活用して積極的に発信しました。また、スポーツ関連団体との連携・支援を通じて、指導者や組織の育成を進めました。スポーツ施設については、指定管理者制度を導入するなど、民間ノウハウを活用し、利用しやすく安全な施設整備に努めました。

イ スポーツ振興法に基づき、平成24年に10年を計画期間とし、本市の今後のスポーツ活動の指針となる「熱海市スポーツ推進計画」を策定しました。成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目標に掲げ、その実現に向けて各種施策を展開しました。

(2) 課題

ア スポーツ・レクリエーション活動の情報や機会の提供については、市内スポーツ情報の一元化を図り、各世代の情報入手環境に配慮した方法を展開する必要があります。指導者の育成については、外部研修会を通じて指導者の資質向上を図っていく必要があります。スポーツ施設の整備については、施設の日常的な保守点検とともに、計画的な修繕・改修を行っていくことが求められます。

イ 「スポーツ推進計画」に定めたスポーツ実施率向上に向け、具体的施策を実施していくことが求められます。

5. 文化をはぐくむ誇れるまちづくり

文化財は、市の歴史や伝統、文化等を理解するうえで欠くことのできない貴重な学習素材であるとともに、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。豊かな生涯学習を推進する基礎づくりのために、文化財を守り、有効に活用していくことが求められます。

(1) 現状

ア 市民に文化財の重要性と歴史的価値等を理解してもらうため、小学生を対象とした「勾玉づくり体験教室」、江戸城石垣石丁場跡の地元住民を対象としたセミナーなど、歴史や文化財への関心を高めるイベントを開催しました。

イ 貴重な伝統芸能である「鹿島踊」や「獅子神楽」、「水浴せ式」の保存継承のため、各無形民俗文化財保存会に運営補助金を支出し、その活動を支援し

ました。

- ウ 貴重な歴史的遺産である石丁場遺跡を後世へと伝えるため、熱海市江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会を平成30年度から引き続き4回開催し、「江戸城石垣石丁場跡保存活用計画」を策定しました。
- エ 文化財の調査と保護を充実させるため、熱海市文化財保護審議会をはじめ、江戸城石垣石丁場跡調査・整備委員会を開催し、文化財の調査、保護に努めました。また、現在進めている旧日向別邸の保存修理工事では、国・県並びに旧日向別邸等研究委員会の意見を仰ぎながら慎重かつ適切に進めています。
- オ 「十国峠」を国の登録記念物とし、登録文化財の建造物を増やしたり、「記念物100年」などの普及活動を行うなど、自然やまちなみ等、歴史的価値を有する郷土の景観の保護に努めました。
- カ 発掘された埋蔵文化財遺物を調査、保存できる専用施設はなく、保存については狭小な施設で代用しています。また、埋蔵文化財遺物の定期的な展示等、その公開、活用についても実施できていません。
- キ 文化財を愛する心をはぐくむ意識啓発を図るため、小学生を対象とした「勾玉づくり体験教室」の参加者募集や「江戸城石垣石丁場跡保存活用計画」の公開など、熱海市ホームページを活用した情報提供に努めました。
- ク 市指定の有形文化財や記念物の保存・活用を進めるため、市指定文化財の指定に努め、指定件数は平成22年度末の115件から、平成30年度末には130件に増加しました。
- ケ 地域の文化活動を担う個人や団体を支援するため、熱海市文化団体連合会をはじめ、各地域の無形民俗文化財保存会等に対し、補助金の交付及び永年勤続者表彰を行いました。

(2) 課題

- ア 市民の歴史や文化財への関心を高めるような取り組みを引き続き実施していくとともに、地域の歴史・文化を継承していく主体者育成する組織づくりが求められます。
- イ 貴重な伝統芸能を保存継承するため、各無形民俗文化財保存会の会員の確保のための支援・協力をしていくことが重要です。
- ウ 貴重な歴史的遺産である石丁場遺跡を後世へと伝えるため、「江戸城石垣石丁場跡保存活用計画」に基づく事業の実施が求められます。
- エ 文化財への理解を深め、調査と保護を充実させるため、専門家だけでなく、市民との協働で行える事業等の検討が必要です。
- オ 歴史的景観の保護について、観光建設部や市民と協働して望ましい歴史的景観を検討していくことが重要です。
- カ 発掘された埋蔵文化財遺物を調査、保存できる専用施設の整備及び埋蔵文化財遺物の定期的な展示等、公開、活用について引き続き検討していく必要があります。

- キ 現在、熱海市ホームページ等で提供している情報に加え、他の文化財や、文化財を愛する心をはぐくむイベントなど、その他の情報の公開にも努めていくことが重要です。
- ク 市指定の有形文化財や記念物に指定して保護することが適当であると認められる文化財の指定を進めるとともに、その保存・活用を進めていく必要があります。
- ケ 地域の文化活動を担う個人や団体の活動内容を広く周知していき、後継者の育成につなげていくことが重要です。

第2章 計画の方向性

1. 基本目標

自ら学び、活かし、継承する 生涯学習

市民のライフスタイルや価値観の多様化に加え、人口構造の変化などにより、市民の学習ニーズや地域社会が抱える課題が多岐にわたっています。

このような状況に対して、市民一人ひとりが必要なときに、必要な知識が得られるよう学習機会の充実を図るとともに、地域課題についての学習機会の提供や学習の成果を活かせる仕組み、そしてそれらを支える体制の整備を通して、市民の学びを支援していく必要があります。

生涯学習推進大綱（以下、「本大綱」という。）は、市民一人ひとりが生きがいを持って生き生きと心豊かな生活を送れるよう、生涯にわたって、誰もが自ら、いつでも学ぶことができ、その学びが個人の活動にとどまることなく、学びを通じてつながり合い、その成果が熱海市を支える人づくりや地域づくりに活かせるよう環境の充実を図るとともに、それを次世代に継承していく、生涯学習によるまちづくりを推進します。

なお、昨今の新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大の状況を踏まえ、施策の実施にあたっては、密集、密閉、密接のいわゆる「3つの密」回避と、マスクの着用、消毒、換気の徹底等の感染拡大防止対策を施したうえでの実施を心がけるものとします。

2. 基本施策

これまでの生涯学習に関わる施策の取り組みの成果などから見えてきた新たな課題に対応し、基本目標を実現していくために、5つの基本施策を設定し、施策の方向性を示します。

基本施策1 「生涯を通じた学習の推進」

生涯学習は、人々の知的欲求を満ち、生活の改善や自己実現、さらには人間としての成長につながります。人生100年を見据えたライフサイクルの中では、人々の働き方を含めたライフスタイルや価値観の多様化により、市民の学習ニーズも多岐にわたっています。

すべての市民が心豊かで充実した人生を送ることができるよう、生涯にわたり誰もが、いつでも、どこでも、何度でも学ぶことができる機会の充実を図り、「生涯を通じた学習の推進」に視点を置いた施策を推進します。

基本施策2「青少年の健全育成」

熱海市では、各地区青少年健全育成会による声掛けや見守り活動、街頭補導といった地域ぐるみでの取り組みや、青少年健全育成市民会議主催の「アタミ・ジュニア・グランプリ²⁰」、子ども会育成指導者連絡協議会主催の「インリーダー講習会²¹」など青少年の活躍を顕彰したり、仲間づくりを通じてリーダーシップをはぐくむ取り組みが行われており、青少年の非行防止や健全育成に成果を上げています。

これまでの地域に根差した健全育成活動を継続していくとともに、近年の情報環境の進展に伴う有害な情報等から児童生徒を守る「青少年の健全育成」に視点を置いた施策を推進します。

20:芸術や学問、スポーツの分野で顕著な成績を収めた小中学生、高校生を顕彰する取り組みのこと。

21:小学生を対象に、グループ活動や様々な体験学習を通じ、リーダーを養成する取り組みのこと。

基本施策3「歴史に学び未来を築く市民の図書館づくり」

熱海市立図書館には、「歴史を学び、未来を築く、市民の図書館づくり」というコンセプトが掲げられており、現在も職員だけではなく、多くのボランティアと共に図書館の運営を行っています。

図書館に訪れる方々の利用者満足度を低下させないよう、職員のレファレンスレベルの向上や、探しやすい書籍配架等、市民の立場を理解しつつ、ボランティアと共に、図書館の運営を推進していきます。また、国が進める「こども読書活動計画」に基づく施策を実行していくとともに、熱海市の人口統計の実情に合わせ、高齢者に対応する高齢者の読書活動の支援も検討していきます。

基本施策4「地域の歴史や文化に関する教育の推進」

私たちの地域の歴史と伝統文化は、先人がこれまでに創造し蓄積してきた市民共有の財産であるとともに、今後の創造に向けた源泉となるものです。

また、文化芸術は、人々の創造性を育むものであるとともに、他者との共感や相互理解を促進するなど、地域社会の基盤の形成につながるものです。

本市はわが国でも屈指の歴史的な温泉地であり、多くの歴史・文化遺産が存在しています。これら地域の文化を確実に未来に伝えていくため、文化資源の発掘に努めながら、その成果を広く社会に公開するとともに活用し、文化への関心を高めるとともに、すべての市民が地域の歴史と伝統文化に触れ、文化芸術の鑑賞・体験を通して創造性を育み、また、子どもたちの情操教育の一助となり、豊かな生活の実現やまちの愛着につながるよう、地域の歴史や文化に関する教育の推進に視点を置いた施策を推進します。

基本施策5「スポーツ活動の推進」

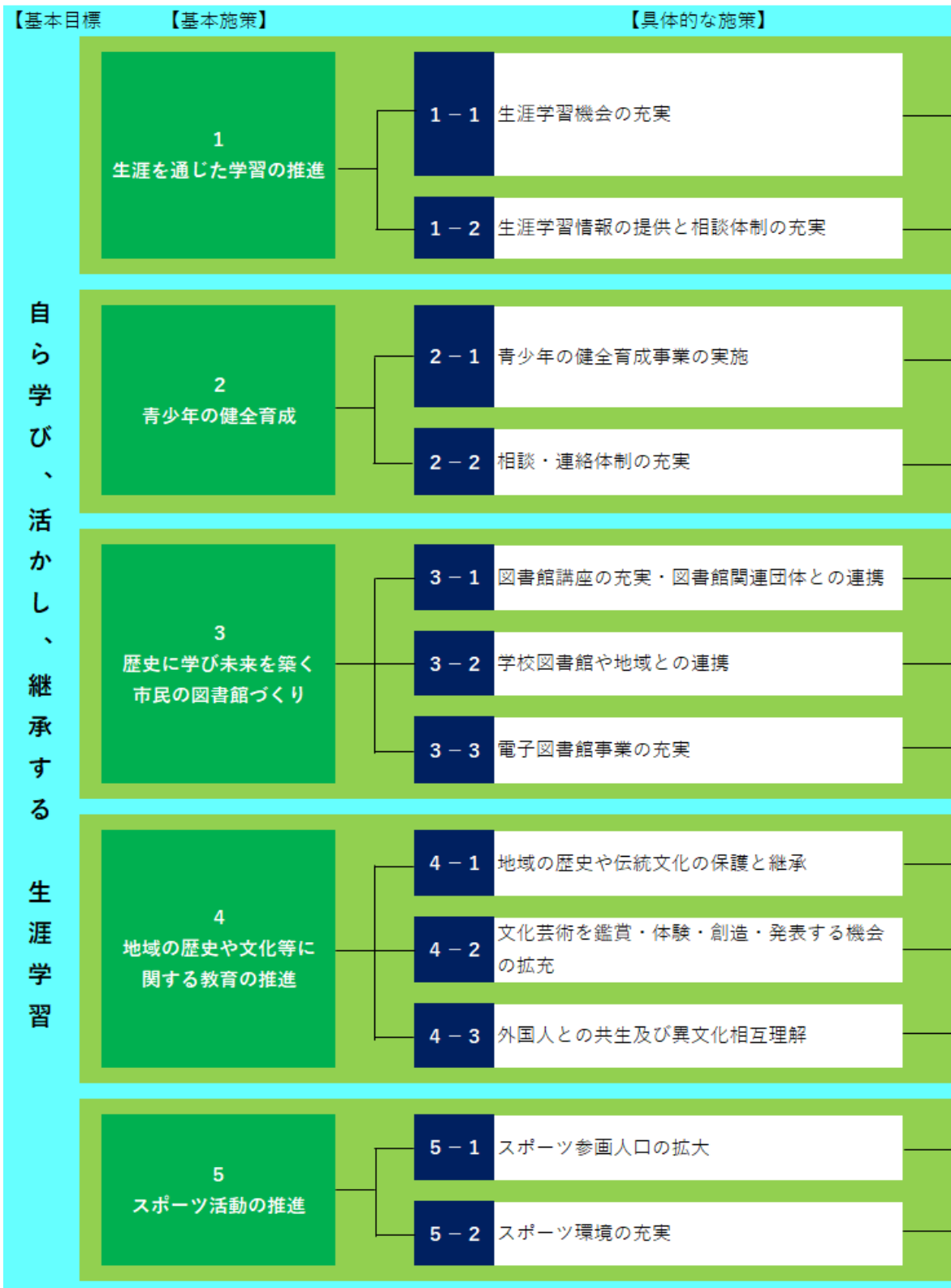
本市においては、生活習慣病に起因する死亡率が県下で最も高い状態が続いています。そのため、健診による早期発見、改善はもとより、日常的な運動習

慣を身に付けることが重要です。

すべての市民が継続してスポーツに親しむことができる環境づくりに努めるとともに、本市におけるスポーツ活動の推進を図るため、「スポーツ推進計画」に掲げられた各施策を推進します。

第3章 計画の施策

1. 施策の体系



【主な施策の内容】

- ①誰もが満足して生涯学習活動ができる環境整備
- ②より質の高い生涯学習メニューの構築
- ③様々な学び、活動を担う人財の育成
- ④家庭教育の支援

- ①生涯学習情報の提供
- ②学習相談体制の充実

- ①街頭補導及び立入調査の実施
- ②社会教育団体の育成及び活動支援
- ③青少年のインターネットトラブル防止に向けた取り組みの推進

- ①相談体制の充実
- ②関係機関との連携及び連絡体制の充実

- ①学びの成果を生かせる場や機会の充実
- ②市民と共に創っていく図書館

- ①学校司書との連携、協力体制の充実
- ②図書館利用困難者への対応検討

- ①郷土資料・レファレンス資料の電子化
- ②庁内関係部署及び文化施設等との連携・職員の資質向上

- ①文化財の調査・保護と活用
- ②地域の歴史・伝統文化に触れる機会の提供

- ①文化芸術に触れる機会の充実
- ②文化芸術団体への活動支援

- ①日本語教室の開催
- ②「やさしい日本語」の普及と啓発

- ①ライフステージに応じた生涯スポーツの推進
- ②スポーツ関係団体との連携と支援

- ①スポーツに携わる人材の育成と活用
- ②スポーツ施設の充実

生涯を通じた学習の推進

生涯学習は健康な暮らし、安全な暮らし、子育て、趣味・教養の充実、職業的・社会的課題への対応など、個人の問題意識や関心をきっかけとして行われ、生活の改善や自己実現につながるものです。

熱海市では、これまで公民館をはじめとした生涯学習施設を中心に、幅広い学習ができる環境を整備してきたところですが、高齢化率の増加はもとより、75歳以上の後期高齢化率が年々増加傾向にあり、高齢化から超高齢社会へと進展している状況にある中、生涯学習に対するニーズは多岐にわたり、幅広いカリキュラムの提供が求められています。

こうした背景を踏まえ、誰もが、いつでも、どこでも、何度でも学べる機会を充実することが今後ますます重要になっていきます。

このことから、市民一人ひとりが年齢や性別、障がいの有無にかかわらず学習できるよう、学習ニーズや地域課題に応じた学習機会の充実や市民の学習活動につながる情報提供、学習相談体制の充実を図るなど、「生涯を通じた学習の推進」に視点を置いた施策を推進します。

1-1. 生涯学習機会の充実

社会の変化やライフスタイルが多様化する中、市民のニーズに応じた幅広い学習プログラムの提供と継続的な学習機会の充実を図るとともに、誰もが学習に参加しやすい環境づくりに取り組みます。

①誰もが満足して生涯学習活動ができる環境整備

市民大学講座や市民教室等を通じ、市民の多様な学習ニーズに応えていく取り組みをライフステージごとに整理し、誰もが満足して生涯学習活動ができる環境整備を図ります。

乳幼児に対しては、親子で楽しむプログラムや親子がふれあえる機会など、乳幼児を健やかに育む機会を提供します。

青少年に対しては、様々な体験や交流を通して、豊かな人間性や社会性を身に付けていく時期であることから、公民館寺子屋、通学合宿といった体験活動、異年齢・多世代と交流する機会を提供します。

働き世代や子育て世代に対しては、仕事や家事、育児などにより学習する時間の確保が難しいことから、個々の状況に応じて参加しやすい時間帯や学習内容などを考慮した学習機会を提供します。

高齢者に対しては、本市において高齢者の単身世帯の増加が顕著であることから、生きがいや仲間づくり、健康づくりにつながる学習機会を提供します。



公民館寺子屋

②より質の高い生涯学習メニューの構築

市民一人ひとりが、人権・平和・環境・情報化・国際化・少子高齢化・子育てなどの現代的課題や地域の課題を個人の課題として捉え、学習し、活動することによって、その解決につながるよう、庁内の関連部署や地域の団体など、多様な主体と連携を図りながら現代的・地域課題に対応した学習機会の充実を図るとともに、既存の生涯学習メニューの見直しと新たなニーズの把握により、より質の高い生涯学習メニューの構築を図ります。



市民大学講座「熱海の『今』を知る」

③様々な学び、活動を担う人材の育成

多様な知識や経験を持つ人材を発掘し、生涯学習人材バンクへの登録を促すとともに、その活用を図ります。また、市民の学びの成果を実践につなげる指導者やボランティアなどの人材を育成し、活躍できる環境づくりを進めます。

また、地域の課題を整理し、学習ニーズに応じた学習機会の提供や、人と地域をつなぎながら新たな地域づくりを進めるにはコーディネート力が必要となることから、社会教育主事²²の定期的な養成に努めます。

22:都道府県及び市町村の教育委員会に置かれる専門的職員で、社会教育を行う者に対する専門的技術的な助言・指導に当たる役割を担う。

④家庭教育の支援

核家族化の進展や地域との関係の希薄化など、子育て家庭が孤立しやすい状況にある中、親や保護者の育児不安の解消や孤立化を防止するため、家庭教育学級等を通じ育児に関する講座や子どもとのコミュニケーションの取り方など、家庭教育に関する学習機会の充実を図ります。また、親や保護者同士が情報交換し、交流する場や学校・地域との接点をもてる機会を提供します。



家庭教育イベント「親子クッキング教室」

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
市民教室の募集人員に対する受講者数の割合	65.49%	70.00%	73.00%
生涯学習人材バンク登録者数(のべ人数)	99人	110人	120人

1-2. 生涯学習情報の提供と相談体制の充実

市民一人ひとりが学習に取り組むことができるよう、学習情報の提供と情報の質の向上を図ります。

また、学習に関する問い合わせや相談に的確に対応できるよう、公民館などの生涯学習施設における学習相談体制の充実を図ります。

①生涯学習情報の提供

市民の学習ニーズや地域課題を把握し、市民の誰もがいつでも、どこでも学ぶことができるよう、生涯学習のしおりやホームページ、SNSの活用など、適切な手段により生涯学習情報を提供します。

また、生涯学習人材バンクや団体などの情報データの蓄積・活用を図り、定期的な更新・管理など情報の質の向上に努めます。

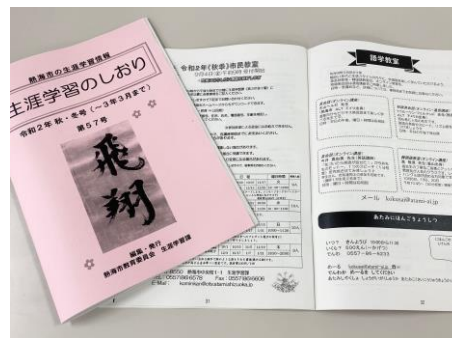


SNSの活用事例「生涯学習課フェイスブック」

②学習相談体制の充実

市民一人ひとりのニーズに合った学習内容や、地域での活躍の機会について紹介できるよう、ホームページや広報誌、SNS、生涯学習のしおりなどを活用した学習相談体制の充実を図ります。

また、様々な学習相談に対応できる知識を持つ人材の育成を図ります。



生涯学習のしおり

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
生涯学習のしおり配布部数 (春・夏号)	780部	800部	850部
生涯学習課フェイスブック のフォロワー数	126人	250人	300人

青少年の健全育成

熱海市では、各地区青少年健全育成会による声掛けや見守り活動、街頭補導といった地域ぐるみの取り組みや、青少年健全育成市民会議主催の「アタミ・ジュニア・グランプリ」、子ども会育成指導者連絡協議会主催の「なわとび大会」、「インリーダー講習会」など青少年の活躍を顕彰したり、仲間づくりを通じてリーダーシップをはぐくむ取り組みが行われており、青少年の非行防止や健全育成に成果を上げています。

一方で、近年の情報環境の進展に伴うスマートフォンなどの情報通信機器の普及は、青少年が性犯罪に巻き込まれたり、ネットいじめ、ゲーム依存などの社会問題に繋がっており、有害な情報等から児童生徒を守るフィルタリング²³やスマートフォンの正しい利用などの「ケータイスマホルール」啓発の必要性が高まっています。

このようなことから、これまでの地域に根差した健全育成活動を継続していくとともに、インターネット利用において有害情報等から児童生徒を守る取り組みなど「青少年の健全育成」に視点を置いた施策を推進します。

23：インターネット上にあるアダルトサイトや違法なサイト、課金して使うアプリなど、子どもに良くない影響を与える可能性があるものへのアクセスを制限する仕組みのこと。

2-1. 青少年の健全育成事業の実施

これまでの地域に根差した健全育成活動を継続していくとともに、健全育成を目的にしている団体や地域組織と連携して青少年の健全育成事業を展開していきます。

①街頭補導及び立入調査の実施

小中学校の終業式に併せて実施する県内一斉街頭補導、11月の県の「青少年健全育成強調月間」に併せて実施する市内一斉街頭補導、各小学校区で地区行事等の際に実施される班別・特別補導を通じ、地域や学校との連携を図りながら、青少年の非行防止活動、防犯活動を推進します。

また、コンビニエンスストア、書店、ケータイショップなどへの立入調査を実施し、有害情報から青少年を守る取り組みを推進します。

②社会教育団体の育成及び活動支援

PTA協議会、青少年健全育成市民会議、子ども会育成指導者連絡協議会など、地域に根差した青少年の健全育成活動を実施している各社会教育団体の育成を図り、主体的な活動を支援するため、運営協力のほか、補助金等による活動支援を行います。



「アタミ・ジュニア・グランプリ」表彰式

③青少年のインターネットトラブル防止に向けた取り組みの推進

家庭教育支援員を「ケータイスマホルールアドバイザー」として養成し、学校と連携して家庭教育学級や学校行事等において「ケータイスマホルール」に関する講座を開催し、啓発周知を行うことで、子どもたちが携帯電話やインターネットによる犯罪やトラブルに巻き込まれることを未然に防止すると同時に、家庭内におけるルール作りを支援します。

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
街頭補導参加者数	253人	300人	300人
ケータイスマホルールアドバイザー養成講座受講者数(のべ人数)	2人	3人	5人

2-2. 相談・連携体制の充実

青少年の悩みや保護者の子育ての不安に対して、安心して相談できるよう、相談体制の充実を図るとともに、関係部局、関係機関との連携を図ります。

①相談体制の充実

青少年の友人関係や学習、進路等の様々な悩みや保護者の子育てに対する不安などに対して、安心して相談ができるよう、教育相談室の「ふれあい電話」や個別面談、メールによる相談業務を行うとともに、その活用についてより一層のPRと体制の充実を図ります。

教育相談室 TEL : 81-8080

**一人で悩まないで！
あなたの電話待っています**

友達との関係

- 悪口を言われる
- 悪口をふられる
- 仲間はずれにされる
- 物をかくまれる
- 無視される など

学習や進路について

- 学校、塾に行きたくない
- 勉強方法が分からない
- 成績の悪さで悩んでいる
- 進学先や進路について悩んでいる など

その他

- このころ死気がない
- 気になるクセや行動がある など

秘密は守ります
相談無料です。

子どもや孫・近所の子どもの気になること、気軽に相談してください。また、メール相談や面談も随時受け付けています。

■時間 月曜日から金曜日 午前9時から午後4時30分
(祝日及び12月29日～1月3日を欠)

■場所 市会所第3庁舎1階 生涯学習課内

■予約方法 shakaikoiku@city.atami.shizuoka.io

教育相談室の案内チラシ

②関係機関との連携及び連絡体制の充実

不登校児等対策連絡協議会において、不登校やいじめ、児童虐待等青少年に関する様々な問題について、情報共有を図るとともに、その対応について関係部局や関係機関との連携及び連絡体制の充実を図ります。

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
教育相談件数 (電話・メール・面談)	56件	60件	70件

歴史に学び未来を築く市民の図書館づくり

熱海市立図書館（当初は熱海町立図書館）は県内で最も歴史のある図書館の一つであり、坪内逍遙をはじめとする多くの先人たちから寄贈いただいた書籍資料を基に大正4年に熱海尋常小学校内に開館しました。

昭和42年には市庁舎6階から文化会館内に移転し、本格的な図書館として熱海市民の読書活動の推進、レファレンスサービスを行っています。

近年では情報ツールとしてインターネット、スマートフォン・タブレット端末の利用が一般的になったことから、書店での書籍購入や図書館利用者が減少し紙媒体である書籍が敬遠され、所謂「読書離れ」も見られます。

熱海市では図書館利用者の多くが高齢の方々であり、「本を手にもって読む」世代ということから、現在においても貸出冊数については大幅な減少は見られませんが、今後の市民の読書活動を推進していくために、限られた資源を活用しながら若い世代の方にも利用してもらえる施策の検討が求められます。

また、郷土熱海に関するレファレンスの問い合わせが多いことから、郷土資料のデジタル化を図りつつ、次世代に貴重な資料を引き継いでいくことも必要です。

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
図書館資料の貸出冊数	116,184冊	130,000冊	140,000冊
図書館の利用者人数	39,216人	40,000人	42,000人
郷土資料の電子化件数	345件	500件	800件
レファレンス件数	568件	500件	600件



熱海市立図書館 100周年記念キャラクター「坪さん」

3-1. 図書館講座の充実・図書館関連団体との連携

図書館を利用する市民等が、興味のある書籍を借りるだけでなく、図書館講座に参加することで、新たな「学び」の発見や生涯にわたり学習していく場を提供するとともに、図書館運営に関わるボランティア団体との連携に努めます。

① 学びの成果を生かせる場や機会の充実

熱海の歴史を専門家が市民にわかりやすく解説する図書館講座「熱海の歴史をひもとく」の開催や、地域の絵本作家による特別講演会、自分で製作する「和綴じ本」の教室など、図書を通じて市民が図書館に興味を持ち、学習に活かせる機会を提供します。

乳幼児や児童に対しては、図書館で活動しているボランティア団体と共に、定期的を開催する「読み聞かせ会」や季節ごとのイベントを企画し、幼少期から図書に触れ合う機会を提供します。

また、夏休みには地域の日本画家の方の指導による、子供たちが読んだ本のイメージを絵にする「読書感想画」教室の継続を検討していきます。



図書館講座「熱海の歴史をひもとく」

② 市民と共に創っていく図書館

熱海に暮らす市民自らが図書館に興味を持ち、図書館を訪れて自分が好きな本を手に取り、他の方にお勧めできる本を紹介していく、そうした活動を通して人の輪が広がり、知識の共有を図ることができる、そのような素敵な空間づくりを図書館ボランティアの方々と共に進めていきます。熱海市立図書館では、図書の貸出・返却を行うカウンター業務でも多くのボランティアの方が活躍しています。



窓口で貸出業務を行う市民ボランティア

3-2. 学校図書館や地域との連携

市内小・中学校の図書館司書と連携を図り、児童、生徒が本に親しむ環境づくりを支援します。地域においては図書館利用が困難な高齢者のため移動図書館（ブックバス）を活用します。

① 学校司書との連携、協力体制の充実

学校図書館（室）の学校司書と連携を図り、児童・生徒が求める書籍選書の協力や、調べ学習のために学校図書館（室）に配架すべき書籍資料の充実を目指します。令和2年度に学校に導入された GIGA スクール²⁴用タブレット端末を利用し、熱海市電子図書館の適切な活用方法の周知、学習への活用を支援していきます。

また、「第二期子供読書活動計画」は令和3年度に計画年度が終了するため、次期計画策定及び計画遂行を目指します。



小学校の電子書籍読み聞かせの様子

24：児童生徒向けの1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、多様な子どもたちを誰一人残すことなく、公正に個別最適化された創造性をはぐくむ教育を、全国の学校現場で持続的に実現させる構想のこと。

② 図書館利用困難者への対応検討

熱海市内の中央部にある熱海市立図書館は、既存のバス路線からも離れており、南熱海地区や伊豆山・泉地区の市民には、自家用車がないと利用が困難な状況にあります。現在、運行している移動図書館（ブックバス）の運行を継続しつつ、新たな貸出・返却方法を検討し、図書館の所蔵書籍が利用しやすい施策を検討します。

また、今までは若年層の向けの選書が多かった熱海市電子図書館についても、高齢者への電子図書館事業のPRを行い、高齢者も読みやすい書籍の選書も行っていきます。



移動図書館「かもめ号」

3-3. 電子図書館事業の充実

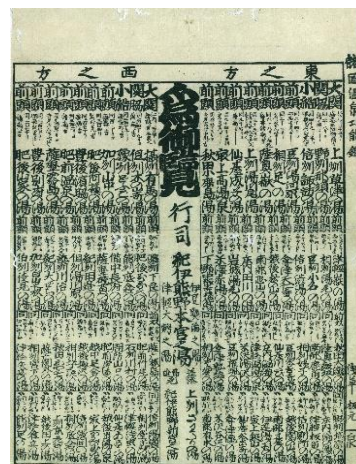
貴重な熱海市の郷土資料の損失を防ぐためにも、郷土資料のデジタル化を推進します。

① 郷土資料・レファレンス資料の電子化

熱海は温泉場として昔から江戸庶民に知られ、明治維新を迎えてからは、東京の奥座敷である温泉保養地として政財界の人物たちの別荘利用が進みました。その後、文人・墨客たちの執筆の地としても知られ、多くの著名人が熱海に訪れています。

本図書館が所蔵する郷土資料類もそれら先人から寄贈された古地図や絵画、貴重な書籍類資料が保管されています。資料の一部は熱海市電子図書館で公開しております。今後も貴重資料の保存及び公開可能な資料については電子図書館を利用し広く公開をしていきます。

また、レファレンスサービスの多くは、熱海市の歴史に関する内容が主であり、既存のホームページ上に「(仮称) 熱海のれふあれんす」のページを作成し公開していく予定です。



江戸時代に発刊されたと考えられる「諸国温泉機能鑑」

② 庁内関係部署及び文化施設等との連携・職員の資質向上

熱海市が所蔵する貴重な郷土資料は、図書館に保管されているものだけとは限りません。

市役所各課が策定する計画書や文化施設が保管する貴重な古書や絵画等が、「何処に、何が、どのような状態」で保管されているかを調査し、それらの情報を各課で共有しつつ活用することも必要です。

それらの資料が本当に熱海市として必要とし、後世に伝えていくべき資料であるかを見極める知識が必要であり、処分する際にも細心の注意が求められるため、図書館司書や学芸員、専門家等の意見も聴きながら進めていきます。

地域の歴史や文化に関する教育の推進

本市はわが国でも屈指の歴史的な温泉地であり、多くの歴史・文化遺産が存在しています。これらの長き年月を経て遺された文化遺産は、私たちの地域での様々な時代背景の下、人々の生活や風土との関わりから生み出され、現在まで伝えられてきた地域の宝です。

また、文化芸術活動は、個人の主体的な取り組みから生み出される自己表現を基盤とした活動です。その活動による満足感や幸福感は心を豊かにし、地域への愛着や誇りを形成する源にもなります。さらに、人々の心のつながりや相互に理解しあう心をはぐくむことで、一人一人の個性を尊重する豊かなまちをつくります。文化芸術を享受することは、子どもたちの情操教育の一助となり、現代社会を生きるすべての市民にとって必要不可欠な基本的人権の一つです。

本市においても、これまで培われてきた歴史・文化や多様な文化芸術の継承と発展を支え、独創性のある取り組みを計画的に推進します。

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
国・県・市指定、登録文化財 総数	204件	210件	215件
小中学生が参加する文化事業数	5件	8件	R7時点で設定
国際交流事業への外国人参加数	40人	80人	R7時点で設定

4-1. 地域の歴史や伝統文化の保護と継承

我が国の長い歴史の中で生まれ、育まれ、今日まで守り伝えられてきた多様な文化財は、日本文化全体の豊かさの基盤です。また文化財は、歴史、文化の正しい理解に不可欠であり、将来の文化の向上発展の基礎をなすものです。

本市は歴史的な温泉地であり、多くの歴史・文化遺産が存在しています。また平成28年に国の指定となった江戸城石垣石丁場跡や、平成18年に重要文化財に指定されたブルーノ・タウトが設計した日本唯一の建造物である旧日向家熱海別邸など多くの指定・登録などの文化財が存在します。

本市では、これら地域の文化を確実に未来に伝え、文化資源の発掘に努めながら、その成果を広く社会に公開するとともに活用していく施策を推進します。

① 文化財の調査・保護と活用

国指定史跡の江戸城石垣石丁場跡をはじめとする文化財の調査を計画的に進めるとともに、調査の成果を報告する機会をつくり、文化財の確実な保存と公開に向けた整備を進めます。

また、これらの文化財に関する講座等を開催し、調査や研究等の成果を市民に還元するとともに、市民の郷土に関する理解を深め、あわせて文化財を支える地域の人材の育成を支援・推進していきます。



史跡江戸城石垣石丁場跡
(中張窪石丁場跡)

② 地域の歴史・伝統文化に触れる機会の提供

地域に伝わる鹿島踊や神楽などの無形民俗文化財の保存と継承への取り組みに対し助成を行い、これらの貴重な無形文化遺産を後世に伝えていきます。

また、MOA 美術館や伊豆山郷土資料館などにある有形文化財についても良好な状態のまま将来にわたって保存・継承されるよう支援を行います。

あわせて、これら地域の宝である歴史や伝統文化に触れる機会を提供するとともに、文化財の効果的な活用を図ります。



和田木神社獅子神楽

4-2. 文化芸術を鑑賞・体験・創造・発表する機会の拡充

本市は歴史的な温泉地であり、多くの文人墨客等が訪れ、居住したことから、歴史・文化遺産が多数存在しています。また国の重要文化財に指定されている旧日向家熱海別邸をはじめとする指定・登録文化財をはじめ、市が所管する文化施設も多数あります。これらの地域の歴史・文化の遺産を保存・活用していきながら、鑑賞と体験の機会の充実に努めるとともに、新たな芸術の創造と発表の機会の創出に努めます。

① 文化芸術に触れる機会の充実

本市は、名誉市民である澤田政廣や杉本苑子、晩年熱海で創作に励んだ池田満寿夫など、本市ゆかりの芸術家や作家等の文化施設を多く所管しています。これらの文化施設を通じて市民が文化や芸術に触れる一層の機会の充実を図ります。

また、杉本苑子氏との遺贈契約に基づき、杉本氏並びに熱海ゆかりの文学者の資料を保存・収集・展示する（仮称）熱海文学館の開設に向けて準備を進めます。



澤田政廣記念美術館

② 文化芸術団体への活動支援

文化芸術活動により、市民、訪れる人、誰もが心豊かな生活を楽しむことができるまちの実現が可能となります。

日頃の練習や活動の成果を発表する場であり団体相互が交流する機会でもある市民文化祭等、文化芸術団体の自律的な活動への支援を図ります。



市民文化祭(書道展:旧文化会館)

4-3. 外国人との共生及び異文化相互理解

今後ますます加速する多文化共生社会²⁵において、本市においても外国人住民登録者＝生活者としての外国人を支援する必要があります。

市民が外国の文化や生活習慣などを理解し、積極的に外国人市民と交流を深める機会をつくることに努めます。

また、外国人市民には、日本語の習得をはじめ日本や地域の文化、生活習慣を理解し、地域の一員として積極的に地域活動に参加することが求められています。

25:国籍や民族の異なる人々が、互いの違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら生きていける社会のこと。

① 日本語教室の開催

本市の外国人住民登録者の増加傾向を踏まえ、多文化共生社会の実現に寄与する日本語教室の質の向上を図り、在住外国人の継続的な日本語学習を支援します。

そのため国や県の日本語教育機関が持つ専門知識や情報の収集のほか、日本語教師の技術向上のための講座や研修への参加支援など、日本語教師の人材育成に努めます。



日本語教室(防災講座)

② 「やさしい日本語」の普及と啓発

「やさしい日本語」とは、普段使われている言葉を、外国人にも分かるように配慮した簡単な日本語のことです。

国や県と連携し、講演会やセミナー等の開催を通じて、行政や地域における「やさしい日本語」の普及に努めることにより、外国人との共生や異文化の相互理解を推進します。



やさしい日本語講座

スポーツ活動の推進

スポーツは健康の保持増進、青少年の健全育成、明るく活力に満ちた地域社会の形成など市民生活に大きな役割を果たしています。幼児から高齢者まですべての市民が生涯にわたりスポーツに親しむことが重要です。

本市は成人の週1回以上のスポーツ実施率50%を目標に、「熱海市スポーツ推進計画」に基づき、各種施策を展開しております。実施率について、直近の調査では31%と大きく下回っています。スポーツを「する(人)」の取組みと併せて、スポーツ観戦など「みる(人)」、指導者など「ささえる(人)」にも注目し、誰もがスポーツに関わり、スポーツの価値を享受できるような環境整備が必要です。

◆参考指標と目標値

指標名	基準値 【R1(2019年度)】	目標値	
		R7(2025)年度	R12(2030)年度
週に1回以上スポーツをしている人の割合	31%(H29)	50%	R7時点で 設定
学校施設利用団体数	82団体	現状維持	R7時点で 設定

5-1. スポーツ参画人口の拡大

市民の誰もがそれぞれの年代で体力、目的などに合わせ、スポーツに親しむ機会を充実します。また、子どもたちが、生涯にわたりスポーツに親しむことができる運動習慣の確立や体力向上のため、地域でスポーツに触れる機会の創出に努めます。

①ライフステージに応じた生涯スポーツの推進

幼少期から高齢期まで誰もが生涯にわたり生きがいや健康づくりなどの目的でスポーツを楽しむ環境を整備します。障がいのある人もない人も共にスポーツができる機会を提供し、すべての人がスポーツを通じて交流できる環境づくりを推進します。

幼・少年期：子どもたちが進んで体を動かすことができる環境を整えることや、運動に親しむ機会を提供します。

青・壮・中年期：家族、友人・知人、一人でも気軽に取組むことができるスポーツプログラムの創出に努め、スポーツを楽しめる環境を整備します。

高年期：高齢者が楽しく継続して活動し、生活習慣病や介護の予防につながる取組みを推進します。



第二小学校屋内プール 社会開放

②スポーツ関係団体との連携と支援

施策の推進を図るため、スポーツ推進委員会、体育協会、スポーツ少年団などスポーツ関係団体等との連携を密にし、スポーツ推進体制の充実に努めます。

スポーツ推進委員は、地域スポーツ・コミュニティ活動を通じて、地域住民がスポーツに親しめる環境をつくっています。今後も地域のコーディネーターとして、地域と行政の連絡調整を図ります。

体育協会やスポーツ少年団は、スポーツの普及・振興の核となる組織です。組織強化に向けた活動支援とともに、市民のスポーツ参画に繋がる協働事業を実施していきます。



こどもスポーツ体験教室

5-2. スポーツ環境の充実

市民が主体的にスポーツに参加するためには、指導者などスポーツ活動を支える人材を育成することや、安全にスポーツ活動を行うことができるスポーツ施設の確保・提供が必要です。

①スポーツに携わる人材の育成と活用

地域におけるスポーツ指導者として求められる知識や、指導方法に関する正しい情報の獲得ができるよう、研修会を充実するなど人材育成に努めます。

スポーツ推進委員をはじめ、各種競技団体の指導者が、資質向上や新しい知識の習得が図られるように、自主研修会の実施や、外部研修会への参加などを支援します。



スポーツ推進委員 研修会

②スポーツ施設の充実

スポーツ施設は市民が日常的にスポーツに親しむ場所であり、様々なスポーツイベントにも利用されます。計画的な改修・整備に努めるとともに、指定管理者制度を検討し、効果的・効率的な運営を図ります。

地域における身近なスポーツ活動の場である学校体育施設は利用ニーズも高く、市民スポーツの推進に欠かすことができないものとなっています。地域スポーツの拠点として、今後も社会開放を継続していきます。



スポーツ少年団交流大会
(会場: 姫の沢公園スポーツ広場)